

通達甲（総. 会. 決）第 4 号

平成 11 年 4 月 1 日

存 続 期 間

各所属長殿

総務部長

○ 警視庁職員の保有する自動車による公務旅行取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁職員の保有する自動車による公務旅行取扱要綱を制定し、平成 11 年 4 月 1 日出発の旅行から適用することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成 11 年東京都条例第 11 号）の施行に伴い、障害のある職員の自家用車による公務旅行制度が新設されるため、新たに要綱を制定するものである。

第 2 制定の要点

- 1 身体に障害のある職員に対する旅行命令基準を定めた。
- 2 諸費用の負担区分を定めた。
- 3 旅行中に交通事故を起こした場合の損害賠償について定めた。

警視庁職員の保有する自動車による公務旅行取扱要綱

第1 目的

この要綱は、身体に障害のある警視庁職員（以下「職員」という。）が公務により旅行する際に自家用車を使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 旅行命令の基準

旅行命令権者は、職員が身体に障害を有するため、公用車及び民間営業者の運行する自動車並びに他の交通機関の利用が困難な場合には、職員に自家用車の使用による旅行（研修旅行、健康診断等の旅行を含む。以下「旅行」という。）を命ずることができるものとする。ただし、次の要件をすべて満たす場合に限る。

1 対象職員

- (1) 警視庁警察職員通勤手当支給規程（昭和 33 年 7 月 22 日訓令甲第 18 号）第 3 条の規定により、所属長から通勤することが困難である職員の認定を受けた職員のうち、職員の通勤手当に関する規則（昭和 33 年東京都人事委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 号の規定に該当する者
- (2) 警視庁職員の保有する自動車の公務使用取扱要綱（平成 13 年 2 月 15 日通達甲（副監・警・人 1. 監）第 3 号）第 4 に規定する保有自動車使用承認簿により所属長の承認を受けた職員
- (3) 正常な運転に適する健康状態であると認められる職員

2 対象旅行

原則として日帰りによる旅行で、目的地が職員の旅費に関する条例第 2 条第 2 項等による旅費規則（昭和 26 年東京都人事委員会規則第 5 号）別表第 2 に規定する地域内のもの

第3 旅行命令等の手続及び旅費の支給

旅行命令等の手続及び旅費の支給については、職員の旅費に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 76 号）及び警視庁職員旅費支給規程（昭和 48 年 7 月 12 日訓令甲第 16 号）の定めるところによる。

第4 自家用車への同乗による出張

旅行命令権者は、自家用車の使用による旅行を命じた職員が運転する車には、付添いなど同乗させることが真にやむを得ないと考えられる場合のみ、他の警視庁職員に同乗を命ずることができるものとする。

第5 諸費用の負担

自家用車の購入費用、改造費用、ガソリン代、自動車税、強制保険及び任意保険の保険料、車検・修理代等の諸経費、交通反則金等は、自家用車を使用する職員が負担するものとする。

第 6 旅行中に交通事故を起こした場合の損害賠償

職員が自家用車の使用による旅行中に交通事故を起こした場合の損害賠償は、警視庁訟務事案取扱規程（平成 4 年 6 月 8 日訓令甲第 14 号）の定めるところによる。